第十二条の二第一項及び第二項中「第十条の二第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第三項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第四項中「法第十条の二第三項」を「法第十条第三項」に改め、同項第一号中「第十条の二第一項」を「第十条第一項」に、「、第六項及び第七項」を「及び第六項」に改め、同条第五項中「第十条の二第四項」を「第十条第四項」に、「第十条の二第六項」を「第十条第六項」に改め、同条第六項中「第十条の二第六項」を「第十条第六項」に改め、同条第七項中「第十条の二第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第八項中「法第十条の二第三項」を「法第十条第三項」に、「、第六項及び第七項」を「及び第六項」に、「第十条の二第三項及び」を「第十条第三項及び」に改める。

第十二条の二の二第一項中「第十条の二の二第一項」を「第十条の二第一項」に改め、同項第一号中「五年」を「七年」に改め、同条第二項及び第三項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第四項中「第十条の二の二第四項」を「第十条の二第四項」に、「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に改める。

第十二条の二の三第一項中「第十条の二の三第一項」を「第十条の二の二第一項」に改め、同項第一号及び第二号ロ中「五年」を「七年」に改め、同条第二項及び第三項中「第十条の二の三第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第四項中「第十条の二の三第四項」を「第十条の二の二第四項」に、「第十条の二の三第三項」を「第十条の二の二第三項」に改め、同条第五項中「第十条の二の三第三項」を「第十条の二第三項」に改める。

第十二条の三の二第一項及び第十二条の三の三第一項中「三年」を「七年」に改める。

第十二条の四中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に、「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に、「第十条の二の三第三項」を「第十条の二第三項」に、「第十条の二第十一項、第十条の二第九項、第十条の二の二第九項」を「第十条第十一項、第十条の二第九項、第十条の二の二第九項」に改める。

第十三条第二項第四号中「船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶のうち同法第五条第一項に規定する船舶原簿に登録されているもの、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二条に規定する小型船舶のうち同法第三条に規定する原簿に登録されているもの又は」を削り、「）で、」を「）で」に改める。

第十三条の二の三を削る。

第十三条の二の四を第十三条の二の三とする。

第十三条の五の見出し中「の敷地」を削り、同条第一項中「第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）」を「第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）」に、「第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下」を「第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下」に、「第十一条の六第一項の」を「第十一条の七第一項又は第四項の」に、「第四十一条第十六項」を「第四十一条第二十一項」に改め、同条第二項中「第十一条の六第二項」を「第十一条の七第二項又は第五項」に、「同項」を「同条第二項に規定する居住の用に供することができなくなった家屋又は同条第五項」に、「旧家屋」を「居住不能家屋等」に、「同条第二項」を「同条第二項又は第五項」に改め、同項ただし書中「旧家屋」を「居住不能家屋等」に改め、同条第三項中「法第十一条の六第二項」及び「同項」を「法第十一条の七第二項又は第五項」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、同条を第十三条の六とする。

第十三条の四の次に次の一条を加える。

（帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例）

第十三条の五　法第十一条の六第一項に規定する政令で定める帰還環境整備推進法人は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

第十五条第一項中「第四十一条第二十六項及び第二十七項」を「第四十一条第三十一項及び第三十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「同条第二十七項」を「同条第三十二項」に改め、同条第二項中「年月日」を「事項に」に、「年月日並びに」を「事項及び」に、「こと」を「ことに」と、同項第五号中「により同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項の規定により法第四十一条」に、「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改め、同条第四項中「であること」を「三年内」に、「であり、かつ、」を「三年内」と、「事項に」とあるのは「事項及び」に、「こと」と、」を「ことに」と、」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改める。

第十五条の二第一項を次のように改める。

法第十三条の二第三項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者（以下この条において「住宅被災者」という。）が法第十三条の二第三項に規定する居住年（以下この項において「居住年」という。）から九年目に該当する年において同条第三項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）に係る同条第三項に規定する再建住宅借入金等（以下この項において「再建住宅借入金等」という。）の金額につき、同条第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

二　住宅被災者が居住年又はその翌年以後八年内のいずれかの年において住宅の新築取得等に係る再建住宅借入金等の金額につき、法第十三条の二第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けていた場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

三　住宅被災者が居住年以後十年間の各年において住宅の新築取得等に係る再建住宅借入金等の金額につき、租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けていなかった場合であって、居住年から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年のいずれかの年において当該住宅の新築取得等に係る法第十三条の二第三項に規定する再建特別特定住宅借入金等の金額につき、その者の選択により、同項の規定の適用を受けようとする場合

第十五条の二第二項中「法第十三条の二第一項」の下に「又は第三項」を、「同条第三項中」の下に「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、「を加え、「年月日」を「同項第五号中「法第四十一条第十項」に、「年月日並びにその者が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「震災特例法」に、「に規定する個人であること」を「」と、「同条」とあるのは「法第四十一条」と、同項第六号中「法第四十一条第十三項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第三項」と、「同条の」とあるのは「法第四十一条の」と、「同条第十五項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項」と、「控除限度額」とあるのは「再建特別特定控除限度額」に、「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第十五条の二第一項」を「第十五条の二第四項第一号」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　前項第三号の場合において、住宅被災者が、二以上の法第十三条の二第三項に規定する住宅の特別特定再取得等（以下この項及び次項において「住宅の特別特定再取得等」という。）をし、かつ、これらの住宅の特別特定再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅（同条第三項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅をいう。次項において同じ。）を同一の年中に租税特別措置法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、同号に規定する選択は、これらの住宅の特別特定再取得等に係る法第十三条の二第三項に規定する再建特別特定住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。